

ごみの野外焼却は禁止です！

その煙、ご近所の迷惑になっていませんか？



廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃棄物の野外焼却（いわゆる、「野焼き」）は原則禁止されています。

！ごみは燃やさず、分別して指定された日にごみステーションに出しましょう！

☆剪定枝は、よく乾かして長さ60cm以下、直径20～30cmに束ねれば、3束まで出すことができます。

☆落ち葉は、よく乾かして透明か半透明の袋に入れて出しましょう。



○野外焼却の例外

農業、林業または、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの。

例…農業の稲わら等の焼却、田畑の畔草等の焼却、林業の伐採した枝条等の焼却など（廃ビニールの焼却は、生活環境の保全上支障があるため認められない。）

風俗慣習上または、宗教上の行事を行うために必要なもの。

例…どんと焼き、塔婆の供養焼却など

たき火、その他日常生活を営むために通常行われる焼却で軽微なもの。

例…庭先でのたき火、キャンプファイヤーなど（ごみの焼却は、たき火ではありません）。

※例外にあたる場合であっても、苦情があった場合は、行政指導等の対象となります。
また、野外での焼却は、火災の危険が伴うことを忘れないでください。



罰 則 等

5年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金または、これの併科に処せられます。また、法人にあっては、3億円以下の罰金に処せられます。